品川区標準服購入費用保護者負担軽減事業デジタルクーポン利用者規約

（総則）

第１条　本規約は、品川区が発行する電子券（以下に定義します。）について規定するもので、利用者（以下に定義します。）が電子券を利用する場合には、本規約が適用されます。

（定義）

第２条　本規約において利用する用語の定義は次のとおりとします。

（１）　「電子券」とは、対象の販売店にて、電子券取引が出来る品川区発行の品川区標準服購入費用保護者負担軽減事業デジタルクーポンをいいます。

（２）　「利用者」とは、本規約を承諾のうえ、電子券を販売店で利用する者をいいます。

（３）　「販売店」とは、区が別に定める区立学校指定標準服販売店をいいます。

（４）　「電子券取引」とは、利用者が販売店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全て及び一部を電子券で取引することをいいます。

（５）　「バーコード」とは、電子券取引に関し、品川区が発行するバーコード、２次元コード等の番号、記号その他の符号であって、品川区が販売店に発行し、販売店が利用者に提示するもので、販売店を特定するための情報その他販売店又は品川区が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における電子券取引に必要となる情報を記録したものをいいます。

（利用者の負担）

第３条　電子券の利用に関わる、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

２　前項のほか、利用者が、電子券取引を行うに際しては以下の条件を満たす必要があるものとし、かかる条件の不充足に起因して利用者に発生する損害等について、品川区は一切の責任を負いません。

（１）品川区が推奨する OS バージョンを満たすスマートフォンにて電子券取引を行うこと。

（２）バーコードをスマートフォンのカメラで読み取ることができること。

３　品川区は、電子券にかかるシステム、アプリケーション等のバージョンアップその他品川区が必要と判断する仕様変更などを行うことがあります。この場合、利用者は、当該仕様変更などに対応したスマートフォンを用いるものとします。

（電子券の管理等）
第４条　利用者は電子券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。

（利用者の順守事項）
第５条　利用者は電子券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。
２　利用者は、違法、不正利用又は公序良俗に反する目的で電子券取引はしないものとします。

（電子券取引）
第６条　利用者は、販売店における電子券取引にあたっては、「品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱」第６条の規定に基づき、補助金の交付申請の委任に同意したものとします。
２　利用者は、販売店にて、指定の標準服を購入することができます。
３　電子券取引において、いかなる場合であっても、金銭の授受を行うことはできません。
４　電子券取引後の返金対応はできません。
５　利用者は、電子券取引にあたり、対象物品その他必要な情報の入力、確認には十分注意するものとします。利用者による情報の誤入力、利用端末の不具合その他利用者の事情に起因して利用者が損害を被ったとしても、品川区は、品川区の責めに帰すべき事由のない限り、責任を負わないものとします。

（販売店との紛争）
第７条　利用者は、販売店から購入した商品もしくは権利、又は提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と販売店との間に生じる取引上の一切の問題については、販売店との間で解決するものとし、品川区はその責任を負いません。

（電子券の有効期限）
第８条　電子券の有効期限は、電子券を取得した年度の末日（３月 31 日）です。
２　有効期限は、スマートフォンで確認することができます。
３　有効期限を経過した場合、電子券の利用は一切できなくなります。

４　有効期限内であっても、取得した電子券の払い戻しは出来ません。

（個人情報等の収集及び利用）

第９条　品川区は、電子券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

（１）個人情報とは、電子券登録において提供を受けた、氏名、電話番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

（２）個人情報の共同利用

①　共同利用することのある項目

（ア）氏名、電話番号、Ｅメールアドレス、郵便番号、住所、電子券の利用場所・利用日・利用内訳等、特定の個人を識別できる事項。

（イ）お問い合わせに関する事項。

（ウ）サービス提供に関する事項。

②　共同利用の目的

（ア）電子券の運営及びサービス提供

（イ）サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

（ウ）電子メール等の通知手段による情報発信

（エ）利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

（オ）その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

（カ）上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

③　共同利用する者の範囲

（ア）品川区

（イ）品川区が委託する事業者

（ウ）品川区が指定する販売店

（３）個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、法令等で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

（４）個人情報の管理

収集した個人情報については、品川区が厳重に管理し、漏洩、不正流用改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

（業務委託）

第 10 条　品川区は、電子券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

（利用停止又は中止）

第 11 条　品川区又は販売店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、電子券の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、電子券の全部又は一部を利用することができません。

（１）天災地変、停電、システム障害、通信の障害その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

（２）システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。

（３）本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。

（４）その他やむを得ない事由が生じた場合。

２　前項に基づき電子券の全部又は一部が停止又は中止されたことにより生じた利用者の損害等について、品川区は一切の責任を負いません。

（利用の一時停止及び中止）

第 12 条　品川区又は販売店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の利用を一時停止又は中止することがあります。その場合、利用者の電子券取引は出来ず、保有する電子券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

（１）本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合。

（２）電子券を違法もしくは不正に入手した場合、又は入手するおそれがある場合。

（３）電子券の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。

（４）電子券取得申込に虚偽が発覚した場合。

（電子券の終了）

第 13 条　品川区は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、電子券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

（規約の変更）

第 14 条　本規約を変更する場合、品川区は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

（お問い合わせ窓口）

第 15 条　本規約に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

品川区教育委員会事務局学務課

TEL：03-3777-1111（受付時間 8：30～17：15　土・日・祝休み）

本規約は、令和 7 年 12 月 1 日から適用します。